

防災・省エネまちづくり緊急促進事業

技術評価料金規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(目的)

第1条 この規定は、別に定める「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務要領」(以下「要領」という。)に基づきハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施する防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規程第11条に規定する評価料金は、別紙に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務約款」(以下「約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (2) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に評価業務依頼を行ったとき。
- (3) その他ハウスプラスが認める場合

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 約款第6条第2項に基づき申請者が別件として申請した場合を除き、評価書が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- (3) 別紙に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとハウスプラスが判断したとき。

(その他の料金)

第6条 ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認める場合

(附則) この約款は平成26年9月1日より施行する

(別紙)

(単位：円・税抜き)

技術評価に要する費用

補助限度額 3% の場合：表 1 (基本料金) + 表 2 (必須条件)

補助限度額 5% の場合：表 1 (基本料金) + 表 2 (必須条件)

+ 「表 3 (表 3-1～表 3-4 のうちいずれか 1 つ)」又は「表 4 (表 4-1 又は表 4-2)」

補助限度額 7% の場合：表 1 (基本料金) + 表 2 (必須条件)

+ 「表 3 (表 3-1～表 3-4 のうちいずれか 1 つ)」及び「表 4 (表 4-1 又は表 4-2)」

表 1、表 3-1、表 3-2、表 3-4、表 4-2 は 1 申請単位の料金で算出します。(複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、金額の大きい方の表で計算します。)

表 2 のうち項目番号「必-6」については構造棟別毎に、またその他の項目については住宅部分、非住宅部分別々に、該当する規模の料金が発生します。

表 4-1 は棟別毎に料金が発生します。(複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、選-9～選-36 については金額の大きい方の表で計算します。また、その他の項目については住宅部分、非住宅部分別に、該当する規模の料金が発生します。)

次の 1) から 3) の場合は技術評価料を増額又は減額する場合があります。また、技術評価に必要とする性能試験等が発生する場合の費用は別途、申請者の負担となります。

- 1) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準 (以下「技術基準」という。) 第 4 の特別な場合の措置の意見書を作成する等を要する場合は割り増しすることがあります。
- 2) 設計・仕様等が大幅に違う住棟は、原則として異なる事業として扱います。
- 3) 効率的な評価ができるものにあつては、割り引くことができます。

取下げ手数料

	受取りのみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (全額ご返金)	一律 5,000 円	評価料金全額

再発行手数料

	再発行
防省緊促評価書 再発行手数料	10,000

表 1：基本料金 (1 申請単位)

複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、金額の大きい方の表で算出する

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	50 戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 2,000 ㎡未満)	50 戸以上 100 戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満)	100 戸以上 300 戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 5,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満)	300 戸以上 (非住宅の場合：延べ面積 20,000 ㎡以上)
必須条件基本料金	134,000	161,000	202,000	269,000

表 2：必須条件（住宅部分、非住宅部分別々に該当する規模毎に料金が発生）

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目番号	50戸未満 (非住宅の場合：該当部分の面積2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：該当部分の面積2,000㎡以上5,000㎡未満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：該当部分の面積5,000㎡以上20,000㎡未満)	300戸以上 (非住宅の場合：該当部分の面積20,000㎡以上)
高齢者等への配慮（住宅部分） 住宅性能評価で必要等級を取得している場合	必-1	17,000	21,000	26,000	35,000
高齢者等への配慮（非住宅部分） ① バリアフリー条例の対象となる場合で認定通知書※1の交付を受けている場合	必-2	17,000	21,000	26,000	35,000
② バリアフリー条例の対象とならない場合		70,000	84,000	105,000	140,000
③ 住宅性能評価の必要等級相当の場合		17,000	21,000	26,000	35,000
子育て支援機能（非住宅部分）	必-3	17,000	21,000	26,000	35,000
構造の安定性(構造棟別) ① 住宅性能評価で耐震等級2以上の評価を受けている場合	必-6	17,000	21,000	26,000	35,000
② 住宅性能評価で免震構造の評価を受けている場合		271,000	325,000	407,000	543,000
③ 制震構造の場合		271,000	325,000	407,000	543,000
④ 耐震等級2相当の場合	271,000	325,000	407,000	543,000	
省エネルギーへの配慮（住宅部分） ① 住宅性能評価で必要等級を取得している場合	必-7	17,000	21,000	26,000	35,000
② 適合機器と住戸プランの組み合わせ確認		17,000 ×適合条件機器と住戸プランの組合せ数	17,000 ×適合条件機器と住戸プランの組合せ数	17,000 ×適合条件機器と住戸プランの組合せ数	17,000 ×適合条件機器と住戸プランの組合せ数
省エネルギーへの配慮（非住宅部分）（棟別） 省エネの届出が必要な建築物で届出が完了している場合	必-8	41,000	49,000	61,000	82,000

※1：建築物移動等円滑化誘導基準 第17条第3項に規定する所管行政庁が交付した「認定通知書」

表 3

表 3-1 選択条件：防災対策（帰宅困難者支援）を選択する場合（1申請単位）

複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、金額の大きい表で算出する

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目番号	50戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡以上5,000㎡未満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：延べ面積5,000㎡以上20,000㎡未満)	300戸以上 (非住宅の場合：延べ面積20,000㎡以上)
防災対策（帰宅困難者支援）（選択）	選-1	23,000	28,000	35,000	46,000

表 3-2 選択条件：防災対策（延焼遮断帯等）を選択する場合（1申請単位）

複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、金額の大きい表で算出する

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目番号	50戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡以上5,000㎡未満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：延べ面積5,000㎡以上20,000㎡未満)	300戸以上 (非住宅の場合：延べ面積20,000㎡以上)
防災対策（延焼遮断帯等）（選択）	選-2	29,000	35,000	43,000	58,000

表 3-3 選択条件：防災対策（津波防災）を選択する場合（構造棟別）

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目番号	50戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡以上5,000㎡未満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：延べ面積5,000㎡以上20,000㎡未満)	300戸以上 (非住宅の場合：延べ面積20,000㎡以上)
防災対策（津波防災）（選択）	選-3	217,000	260,000	325,000	434,000

表 3-4 選択条件：防災対策（建築物の出入口、エレベーターにおける防犯対策）を選択する場合（1申請単位）

複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、金額の大きい表で算出する

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目番号	50戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：延べ面積2,000㎡以上5,000㎡未満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：延べ面積5,000㎡以上20,000㎡未満)	300戸以上 (非住宅の場合：延べ面積20,000㎡以上)
防災対策	共用玄関	82,000	96,000	117,000	152,000
	エレベーター				
	住戸の玄関				
	共用廊下等に面する窓等				
	建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等				

表 4

表 4-1 選択条件：環境対策（ライフサイクルコスト対策）を選択する場合

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目 番号	50戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 2,000㎡以上5,000㎡未 満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：延べ面 積5,000㎡以上20,000㎡ 未満)	300戸以上 (非住宅の場合：延べ面積 20,000㎡以上)
ライフサイクルコスト対策（選択） （棟別）	選-9～36	70,000	84,000	105,000	140,000
遮音対策（床）住宅部分 住宅性能評価で必要等級を取得している場合	選-16	17,000	21,000	26,000	35,000
遮音対策（床）非住宅部分（仕様毎）		29,000 ×床の仕様数	29,000 ×床の仕様数	29,000 ×床の仕様数	29,000 ×床の仕様数
遮音対策（壁）住宅部分 住宅性能評価で必要等級を取得している場合	選-17	17,000	21,000	26,000	35,000
遮音対策（壁）非住宅部分（仕様毎）		29,000 ×壁の仕様数	29,000 ×壁の仕様数	29,000 ×壁の仕様数	29,000 ×壁の仕様数

表 4-2 選択条件：環境対策（都市緑化対策）を選択する場合（1申請単位）

複合建築物の住宅部分と非住宅部分で下表が分かれる場合、金額の大きい表で算出する

評価対象住戸数 (非住宅の場合：延べ面積)	項目 番号	50戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 2,000㎡未満)	50戸以上100戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 2,000㎡以上5,000㎡未 満)	100戸以上300戸未満 (非住宅の場合：延べ面積 5,000㎡以上20,000㎡未 満)	300戸以上 (非住宅の場合：延べ面 積20,000㎡以上)
都市緑化対策（選択）	選-37	23,000	28,000	35,000	46,000